

処 分 基 準

令和2年1月10日作成

法 令 名：古物営業法施行規則
根 拠 条 項：第29条
処 分 の 概 要：盗品売買等防止団体に係る承認の取消し
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法施行規則第23条（盗品売買等防止団体に係る承認）
処 分 基 準： 古物営業法施行規則第29条各号に該当する場合に、次のように帰責事由が無い場合又は悪性がごく軽微な場合であつて、かつ、当該事態を速やかにこれの是正、回復等することが可能であると認められる場合で、現に是正、回復等しようとしているとき等を除き、承認を取り消すこととする。 ・ 法人の責めに帰すことのできない事由により法人の役員が古物営業法第4条第1号から第8号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 合 せ 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課（092）641-4141 内 3187
備 考：